毎週火・金曜日発行



目 次

訓 令

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令 (四・人事課)

令

訓

秋田県訓令第四号

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成十四年三月三十一日 各 地 方

秋

秋田県知事 寺 田 典 城

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

改正する。 職員の育児休業等に関する規程 (平成四年秋田県訓令第三号) の一部を次のように

第二条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える

2 育児休業の承認を請求する場合において、両親が交互に育児休業その他の手段に する予定があるときは、前項の育児休業承認請求書とともに育児休業計画書 ( 様式 より当該育児休業に係る子を常態として養育するため職員が再度の育児休業を取得 第二号)を提出するものとする。

更が生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。 前項の規定により育児休業計画書を提出した者は、提出した書類の記載事項に変

第三条中「前条」を「前条第一項及び第四項」に改める。

一項」を「第二条第四項」に改める。 第四条第二項中「様式第二号」を「様式第三号」に改め、同条第三項中「第二条第

> 第八条第一項中「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同条第二項中「第二条第 第五条第一項中第四号を第五号とし、 該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、 第三号の次に次の一号を加える。 引き続き当

消し、及び当該職員が当 育児休業の承認を取り

別表中

帰した場合

|項」を「第二条第四項」に改める。

該取消しにより職務に復 職務に復帰した( 育児休業の承認を取り消す 併 回

Ш

5 深へ。) 該取消しにより職務に復 消し、及び当該職員が当 帰した場合(4の場合を 育児休業を承認する場合 員について当該育児休業 に係る子以外の子に係る 育児休業をしている職 育児休業の承認を取り 育児休業の期間は 育児休業の承認を取り消す た育児休業を承認する を取り消し、 職務に復帰した( Ш 年 日とする Ш 併 日付けで請求のあった 併 年 回 回 Ш 日付け請 日か  $\overset{\square}{\cup}$ 

を

庁

中

機

関 般

育児休業

文のあっ

σı 年

に改める。

## 様式第2号 育児休業計画書(第2条関係)

( A 4 判 )

年 月 В 秋田県知事 樣 所 属 職氏名 (FI) 職員の育児休業等に関する条例第3条第3号の規定に基づき、再度の育児休業の承認を請求する予定ですので、 育児休業等の計画について次のとおり提出します。 1 育児休業の承認の請求に係る子 子 生 年 月 日 年 月 の氏 名 日生 2 請求者の育児休業計画 育児休業請求期間 年 月 日から 年 月 日まで 再度の育児休業 請求予定期間 年 月 日から 年 月 日まで 3 配偶者の養育計画 配偶者の氏名 養 育 予 定 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 育児休業 育児休業以外の休業・休暇 子を養育するために 利用する制度等 その他( ) 4 備考

- (注)1 この計画書は、育児休業承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく) 提出すること。
  - 2 「育児休業請求期間」欄には、育児休業承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
  - 3 「養育予定期間」欄には、請求者の育児休業における育児休業請求期間の満了日の翌日から再度の育児休業 請求予定期間の初日の前日までの期間(3月以上の期間に限る。)を記入すること。
  - 4 子の出生前にこの計画書を提出した場合における「1 育児休業の承認の請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
  - 5 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

購読料金

一月三千五百円

印

刷

者